

# 標準的な官職を定める規程

## 目次

第1条 目的

第2条 標準的な官職

第3条 本規程の管理部署

附 則

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第59条第2項の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に適用される国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第2項の規定に基づく機構の官職を定めることを目的とする。

## (標準的な官職)

第2条 機構の国家公務員法第34条第2項の規定に基づく官職名は、次表の職制の段階に応じ、同表の官職名の欄に掲げるとおりとする。

## 本部

職制上の段階	官職名
一 参与、技監、部長、本部長及び所長の属する職制上の段階	部長
二 次長、上席参事官、監査室長、情報統括官及びデジタル統括官の属する職制上の段階	次長
三 センター長、課長及び参事官の属する職制上の段階	課長
四 専門官の属する職制上の段階	課長補佐
五 主査及び主任の属する職制上の段階	係長
六 前各号に掲げるもの以外の官職の属する職制上の段階	係員

## 支所

職制上の段階	官職名
一 支所長の属する職制上の段階	所長
二 参事官の属する職制上の段階	課長
三 専門官の属する職制上の段階	課長補佐
四 主査及び主任の属する職制上の段階	係長
五 前各号に掲げるもの以外の官職の属する職制上の段階	係員

## (本規程の管理部署)

第3条 本規程を管理する担当課は企画管理部人事企画課とする。

附 則（平成 21・03・31 評基第 025 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21・04・01 評基第 056 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23・03・29 評基第 014 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24・03・28 評基第 002 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26・08・22 評基第 007 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 8 月 22 日から施行する。

附 則（平成 27・03・27 評基第 025 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（20190326 評基第 012 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（20200428 評基第 008 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。